

平成26年2月19日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成25年(レ)第59号 不当利得返還請求控訴事件

(原審・周南簡易裁判所平成25年(レ)第22号)

口頭弁論終結日 平成26年1月15日

判

決

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

控 訴 人

アイフル株式会社

上記代表者代表取締役

上記訴訟代理人支配人

同

同

山口県

被 控 訴 人

山口県

被 控 訴 人

上記両名訴訟代理人弁護士

田 邊 一 隆

上記両名訴訟復代理人弁護士

田 畑 元 久

主

文

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 控訴人は、被控訴人[]に対し、13万1513円及びうち10万6079円に対する平成25年1月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被控訴人[]のその余の請求及び被控訴人[]の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、第1, 2審を通じて、控訴人に生じた費用の2分の

1 と被控訴人■■■■■に生じた費用を被控訴人■■■■■の負担とし、控訴人に生じた費用の2分の1と被控訴人■■■■■に生じた費用との合計の3分の2を被控訴人■■■■■の、3分の1を控訴人の各負担とする。

5 この判決は、主文第2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人らの請求を棄却する。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

(1) 被控訴人■■■■■関係

本件は、登録を受けた貸金業者である控訴人との間で、継続的に金銭消費貸借取引を繰り返した被控訴人■■■■■（以下「被控訴人■■■■■」という。）が、支払った利息のうち利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）1条1項による制限を超過する部分（以下「制限超過部分」という。）を順次元本に充当すると、過払金が生じており、かつ、控訴人は上記過払金の受領が法律上の原因を欠くものであることを知っていたと主張して、控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金の返還及び法定利息（民法704条）の支払を求めた事案である。

(2) 被控訴人■■■■■関係

本件は、被控訴人■■■■■（以下「被控訴人■■■■■」という。）が、①控訴人との間で継続的に繰り返した金銭消費貸借取引につき、支払った利息のうち制限超過部分を順次元本に充当すると、過払金が生じており、かつ、控訴人は上記過払金の受領が法律上の原因を欠くものであることを知っていたこ

と、及び、②登録を受けた貸金業者である株式会社ライフ（以下「ライフ」という。）との間で継続的に繰り返した金銭消費貸借取引につき、支払った利息のうち制限超過部分を順次元本に充当すると、過払金が生じており、かつ、ライフは上記過払金の受領が法律上の原因を欠くものであることを知っていたことを主張し、控訴人（上記②に関しては、吸収合併存続会社としてライフの権利義務を承継した控訴人）に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金の返還及び法定利息（民法704条）の支払を求めた事案である。

(3) 原審は、被控訴人らの請求をいずれも全部認容した。

(4) 控訴人は、その判断を不服とし、原判決の取消しと請求の棄却を求めて、控訴した。

2 前提事実（当事者間に争いがないか、後掲証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) ライフ及び控訴人は、いずれも、貸金業の規制等に関する法律（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下「貸金業法」という。）3条所定の登録を受けた貸金業者である。

控訴人は、平成23年7月1日、吸収合併存続会社としてライフの権利義務を承継した。

(2)ア 被控訴人■■■■は、控訴人との間で、金銭消費貸借取引に係る基本契約（以下「本件基本契約1」という。）を締結し、これに基づき、原判決別紙計算書1のとおり、昭和63年6月11日から平成15年1月30日まで、利息制限法1条1項所定の制限利率を超える利息約定の下、継続的に金銭の借入と弁済を繰り返した（以下「本件取引1」という。）（甲1）。

イ(ア) 被控訴人■■■■は、控訴人との間で、金銭消費貸借取引に係る基本契約（以下「本件基本契約2-1」という。）を締結し、これに基づき、原判決別紙計算書2-1のとおり、平成16年3月27日から平成24年4月5日まで、利息制限法1条1項所定の制限利率を超える利息約定の

下、継続的に金銭の借入と弁済を繰り返した（以下「本件取引２－１」という。）（甲２の１）。

(イ) 被控訴人■■■■は、ライフとの間で、金銭消費貸借に係る基本契約（以下「本件基本契約２－２」という。）を締結し、これに基づき、原判決別紙計算書２－２のとおり、平成１６年２月２２日から平成２０年１０月３日まで、利息制限法１条１項所定の制限利率を超える利息約定の下、継続的に金銭の借入と弁済を繰り返した（以下「本件取引２－２」といい、本件取引１及び本件取引２－１と併せて「本件各取引」という。）（甲２の２）。

(ウ) 本件基本契約２－１は、利息を年２８．８３５％（実質年率）、遅延損害金を年２９．２％（実質年率、年３６５日の日割計算）、返済方法を支払期日ごとに借入残高に応じた一定額の金員以上を弁済するリボルビング方式とするものであり、また、元利金の支払を怠ったときは通知催告がなくとも当然に期限の利益を失い、直ちに残債務全額を支払う旨の約定（以下「本件特約」という。）があった（乙１の１，１の２）。

(3) 本件基本契約１，本件基本契約２－１及び本件基本契約２－２は、いずれも、基本契約に基づく借入金債務につき利息制限法１条１項所定の利息の制限額を超える利息の弁済により過払金が発生した場合には、弁済当時他の借入金債務が存在しなければ上記過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含むものであった。

(4) 被控訴人■■■■は、平成１５年４月２５日、自己破産の申立てを行い（福岡地方裁判所小倉支部平成１５年(ワ)第１３４０号）、破産手続は同時廃止となり、その後、同年１０月１７日に免責決定（同支部平成１５年(ニ)第４１３４０号）がなされ、同決定は同年１１月１４日に確定した（以下、上記破産手続を「本件破産手続」という。）。

3 争点及び争点に対する当事者の主張

(1) 控訴人が悪意の受益者に該当するか否か（争点1）

【被控訴人らの主張】

ライフ及び控訴人は、いずれも貸金業者であるところ、利息制限法に定められた制限利率を超える利息の弁済を被控訴人らから受けており、そのことを認識していたので、悪意の受益者に当たる。

【控訴人の主張】

ライフ及び控訴人は、顧客に貸金業法17条1項及び18条1項に規定する書面（以下「17条書面」などという。）を交付する十分な業務態勢を常に整備していたのであるから、ライフ及び控訴人において、規則にしたがった記載をした17条書面、18条書面を交付し、貸金業法43条1項の適用があると認識していたことにつき、やむを得ないといえる特段の事情があるというべきである。

(2) 控訴人が被控訴人らに返還すべき過払金の範囲（本件取引1及び本件取引2－1関係）（争点2）

【控訴人の主張】

前記(1)で主張したとおり、控訴人は、本件各取引による過払金の受領につき善意の利得者であるから、被控訴人ら（被控訴人上村に関しては、本件取引2－1関係に限る。）に返還すべき過払金の範囲は現に利益の存する限りにとどまるところ、受領した過払金の一部は法人税等として納付しており、これに相当する範囲において、控訴人に利益は現存しない。

(3) 過払金に対する法定利息の発生時期（争点3）

【控訴人の主張】

仮に、ライフ及び控訴人が悪意の受益者であるとしても、民法704条の利息を付すべき始期は、訴状送達の日翌日である。

(4) 過払金に対して発生する法定利息をその後の新たな借入金債務に充当することの可否（争点4）

【控訴人の主張】

仮にライフ及び控訴人が悪意の受益者であるとしても、過払金から発生する法定利息をその後の新たな借入金債務に充当することはできない。

(5) 被控訴人上村の期限の利益喪失の有無（本件取引2－1関係）（争点5）

【控訴人の主張】

本件取引2－1に係る基本契約には、元利金の支払を怠ったときは何ら通知催告なくとも当然に期限の利益を失い、直ちに残債務全額を支払う旨の約定（本件特約）があったところ、被控訴人■は、本件取引2－1において、平成16年9月24日の支払期日に支払うべき元利金の支払を怠り、本件特約に基づき期限の利益を喪失した（遅くとも、平成18年5月31日に期限の利益を喪失した。）。上記期限の利益の喪失後に発生するのはすべて利息ではなく遅延損害金であるから、利息の制限利率ではなく、利息制限法4条1項所定の制限利率（26.28%）によって過払金の元本への充当計算をすべきである。

【被控訴人■の主張】

控訴人は、被控訴人■に元利金の支払遅滞があった後も元利金の一括弁済を求めず、その後の被控訴人■からの弁済金を異議なく受領し続けていること等からすれば、被控訴人■に対し、上記期限の利益の喪失を宥恕し、再度期限の利益を付与したというべきであり、そうでないとしても、控訴人が上記期限の利益の喪失を主張することは、信義則に反し、許されない。

(6) 被控訴人■が本件取引1により生ずる過払金返還請求権（以下「本件過払金返還請求権」という。）を行使することが信義則違反又は権利濫用に当たるか否か（被控訴人■関係）（争点6）

【控訴人の主張】

ア 被控訴人■は、本件破産手続を代理人弁護士に依頼しており、本件過払金返還請求権を行使しうることについても十分な判断資料を有してい

た。その上で、被控訴人■は、控訴人に対して債務を負っていることを自認し、本件過払金返還請求権については申告することなく、自己破産の申立てをしたものである。被控訴人■は、これにより、迅速に免責決定を受けることができ、有形無形の利益を得たものといえる。

他方、控訴人は、被控訴人■が本件過払金返還請求権を財産として申告しなかったことから、同請求権が行使されないことにつき信賴していた。にもかかわらず、被控訴人■が今になって本件過払金返還請求権を行使することは、控訴人の上記信賴を害すると共に、控訴人に経済的不利益を与えるものであって、許されない。

以上によれば、被控訴人■が控訴人に対する過払金返還請求権を行使することは、信義則に反し、また客観的にみて権利の濫用に当たるものであって、許されないというべきである。

イ そもそも、被控訴人■が控訴人に対して有する本件過払金返還請求権は、本件破産手続において破産財団を構成し、破産債権者に対する配当等に充てられたはずのものであり、被控訴人■が取得しうるものではない。にもかかわらず、免責決定が確定した今になって、被控訴人■が本件過払金返還請求権を行使することは、破産法の趣旨からも不当であって、権利の濫用に当たり許されない。

【被控訴人■の主張】

ア 制限利率を超過する約定のある基本契約に基づく取引によって生じた貸金残債務と当該取引によって生じた過払金返還請求権とは異なった法律上の原因に基づく別個の権利であり、仮に、貸金債務について債務承認行為があったとしても、それによって過払金返還請求権を放棄したとか、過払金返還請求権の行使が信義則に反し許されないということとはできない。

イ 被控訴人■及びその破産手続における代理人弁護士は、本件破産手続において、控訴人から取引履歴が開示されなかったことから、債権調査票

に記載された残債務額をうのみにして破産申立てをせざるを得なかった。

被控訴人■は、控訴人から取引履歴を開示されていれば、平成15年の時点で本件過払金返還請求権を行使していたはずである。よって、被控訴人■において本件過払金返還請求権を財産として申告しなかったことに故意はなく、背信性もない。

また、被控訴人■が、破産申立て前に本件過払金返還請求権を行使していた場合、当時の債務額のいかんによっては、他の債務者に対する債務を完済し、破産申立てをすることなく債務を整理できていた可能性もあるから、同人が不当な経済的利益を得たということもできない。

他方、控訴人は貸金業者であり、被控訴人■の破産申立て当時、本件取引1を利息制限法所定の制限利率で引直し計算した場合、過払金が発生していたことは認識し得たものであるから、被控訴人■が本件過払金返還請求権を財産として申告しなかったとしても、控訴人に保護に値する信頼は形成されなかったというべきである。

以上によれば、被控訴人■が本件過払金返還請求権を行使することは、信義則に反するものではなく、権利濫用にも該当しない。

第3 当裁判所の判断

- 1 争点(1) (控訴人が悪意の受益者に該当するか否か)、同(2) (控訴人が被控訴人らに返還すべき過払金の範囲)、同(3) (過払金に対する法定利息の発生時期)について

- (1) 前記前提事実のとおり、ライフ及び控訴人は貸金業者であるが、制限利率を超過する約定利率で被控訴人らとの間で本件各取引を行い、これについて制限超過部分を含む各弁済金を受領していた。

ところで、貸金業者が借主に対して制限利率を超過した約定利率で貸付を行い、制限超過部分を利息債務の弁済として受領した場合、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められないときは、当該貸金業者は、同項の

適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情がある場合でない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定される（最高裁第二小法廷平成19年7月13日判決・民集61巻5号1980頁参照）。

これを本件についてみると、控訴人は、被控訴人■■■■につき本件取引1による過払金の受領、被控訴人■■■■につき本件取引2-1及び同2-2による過払金の受領につき、貸金業法43条1項の適用があることの立証をしないから、同項の適用があるとは認められず、上記特段の事情を認めるに足りる証拠はない。したがって、ライフ及び控訴人は悪意の受益者であると推定される。

- (2) そうすると、ライフ及び控訴人は、本件各取引にかかる各弁済によって過払金が生じれば、被控訴人らに対し、悪意の受益者として、過払金が生じた時から民法704条前段所定の年5分の割合による利息を付してこれを返還すべき義務を負うこととなる。争点(2)（控訴人が被控訴人らに返還すべき過払金の範囲）に係る控訴人の主張は、控訴人が善意の利得者であることを前提とするものであり、失当である。

また、控訴人は、上記利息を付すべき始期は訴状送達の日翌日である旨主張する（争点(3)〈過払金に対する法定利息の発生時期〉）が、前記のとおり、控訴人は悪意の受益者であって、不当に利得した日から利息を付して支払うべきであるから、採用できない。

- 2 争点(4)（過払金に対して発生する法定利息をその後の新たな借入金債務に充当することの可否）について

- (1) 控訴人は、仮にライフ及び控訴人が過払金の受領につき悪意の受益者であるとしても、過払金に対して発生する法定利息をその後の新たな借入金債務に充当することはできない旨主張する。

(2) しかし、継続的な金銭消費貸借取引に係る基本契約が過払金充当合意を含むものである場合においては、過払金について発生した法定利息の充当につき別段の合意があると評価できるような特段の事情がない限り、まず当該法定利息を新たな借入金債務に充当し、次いで過払金を新たな借入金債務の残額に充当すべきものと解するのが相当である（平成25年4月11日第一小法廷判決・裁判集民事231号477頁参照）。

(3) 前記前提事実のとおり、本件各取引に係る基本契約はいずれも過払金充当合意を含むものであり、本件において上記特段の事情があったことはいかなるわけでもないから、本件各取引については、いずれも、まず過払金について発生した法定利息を新たな借入金債務に充当し、次いで過払金を新たな借入金債務の残額に充当すべきである。控訴人の上記主張は採用することができない。

3 争点(5)（被控訴人■■■■の期限の利益喪失の有無（本件取引2－1関係））について

(1) 控訴人は、本件取引2－1において、被控訴人■■■■が平成16年9月24日の支払期日に支払うべき元利金の支払を怠り、本件特約に基づき期限の利益を喪失したとした上で、上記期限の利益の喪失後に発生するのはすべて利息ではなく遅延損害金であるから、利息の制限利率ではなく、利息制限法4条1項所定の制限利率（26.28%）によって過払金の元本への充当計算をすべきである旨主張する。

(2) そこで検討するに、証拠（甲2の1、乙1の1、1の2）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 被控訴人■■■■は、本件取引2－1において、平成16年9月24日の支払期日に支払うべき元利金の支払を怠り、本件特約に基づき期限の利益を喪失した。

イ 被控訴人■■■■は、平成16年9月24日の支払期日に支払うべき元利金の支払を怠ったが、その12日後の同年10月6日にはその支払をした。

ウ 被控訴人■は、その後も、以下のとおり、約定の支払期日に遅れて支払うことがしばしばあった。

(ア) 平成16年11月10日の支払期日に4日遅れて同月14日に弁済した。

(イ) 同年12月20日の支払期日に6日遅れて同月26日に弁済した。

(ウ) 平成17年1月31日の支払期日に4日遅れて同年2月4日に弁済した。

(エ) 同年3月11日の支払期日に5日遅れて同月16日に弁済した。

(オ) 同年4月20日の支払期日に13日遅れて同年5月3日に弁済した。

(カ) 同年6月7日の支払期日に2日遅れて同月9日に弁済した。

(キ) 同年7月14日の支払期日に22日遅れて同年8月5日に弁済した。

(ク) 同年9月9日の支払期日に2日遅れて同月11日に弁済した。

(ケ) 同年10月17日の支払期日に1日遅れて同月18日に弁済した。

(コ) 同年11月22日の支払期日に13日遅れて同年12月5日に弁済した。

(サ) 平成18年2月14日の支払期日に1日遅れて同月15日に弁済した。

(シ) 同年4月25日の支払期日に9日遅れて同年5月4日に弁済した。

(ス) 同年6月8日の支払期日に28日遅れて同年7月6日に弁済した。

(セ) 同年8月10日の支払期日に28日遅れて同年9月7日に弁済した。

(ソ) 同年10月12日の支払期日に103日遅れて平成19年1月23日に弁済した。

(タ) 平成19年4月2日の支払期日に35日遅れて同年5月7日に弁済した。

(チ) 同年6月11日の支払期日に121日遅れて同年10月10日に弁済した。

(ツ) 平成20年4月9日の支払期日に75日遅れて同年6月23日に弁済した。

(テ) 同年7月28日の支払期日に14日遅れて同年8月11日に弁済した。

(ト) 同年12月10日の支払期日に58日遅れて平成21年2月6日に弁済した。

(ナ) 平成21年10月9日の支払期日に40日遅れて同年11月18日に弁済した。

エ 控訴人は、平成18年3月26日以降、被控訴人■■■■に対して新たな貸付をしていない。

オ 被控訴人■■■■からの取引履歴開示請求を受けて控訴人が作成・送付した本件取引2-1に係る取引計算書(甲2の1)には、期限の利益喪失日である平成16年9月24日から平成18年5月31日までは、支払が遅れた日数分のみ遅延損害金が発生し、それ以外の日数は期限の利益喪失前と同じく利息が発生することを前提とした弁済金の充当計算がされている。他方、上記計算書においては、平成18年5月31日以降、経過日数がすべて「遅延日数」とされ、同日から平成18年9月7日にわたって遅延損害金が発生したものとされたり、被控訴人■■■■が控訴人に対してした平成19年5月7日から平成21年9月4日までの各弁済については、いずれも全額が遅延損害金として充当されているなど、基本的に、経過日数のすべてについて遅延損害金が発生することを前提とした弁済金の充当計算がされている。

(3)ア 以上の事実を総合すれば、平成18年5月4日までの客観的な各弁済の態様(支払が遅れた13回のうち4回を除き、遅延日数は10日を超えなかった。)、及び、同年3月26日までは被控訴人■■■■に対する貸付が行われていたことをも考慮すれば、同年5月4日までの間については、被控

訴人■■■において、当初の約定の支払期日より支払が遅れることがあっても、遅れた日数分の遅延損害金を支払えば期限の利益を失うことはない信じ、期限の利益を喪失したために残元本全額を一括弁済すべき義務が発生しているとは思わなかったとしてもやむを得ない事情があるといえる。

他方、前記(2)オによれば、控訴人においても、同日までの間、本件取引2-1につき被控訴人■■■から支払われる弁済金を、支払が遅れた日数分を除いて利息として受領し続け、平成18年5月31日までの間は、被控訴人■■■が期限の利益を喪失していないことを前提に充当計算をしていたことが推認できる。

以上によれば、被控訴人■■■が平成16年9月24日の支払を怠ったことをもって期限の利益を喪失したとする控訴人の主張は、被控訴人■■■の上記信頼を裏切るものであり、信義則に反し許されないというべきである。

イ もっとも、前記(2)オによれば、控訴人は、平成18年5月31日をもって、被控訴人■■■が期限の利益を喪失したことを前提に充当計算をしていたものと推認できる。このことに、①同日以降は被控訴人■■■に対する新たな貸付は行われなかったこと、②同日以降の被控訴人■■■の各弁済の態様は、最大で121日の遅延があるなど、約定の支払期日に大幅に遅れて弁済がなされており、控訴人がかかる遅れをも許容するとは通常考え難く、被控訴人■■■において期限の利益を喪失していないとの期待を抱くのがやむを得ないとはいえないことをも考慮すると、期限の利益喪失に係る控訴人の主張は、平成18年5月31日をもって期限の利益を喪失したという限度においては、信義則に反するものとはいえない。

ウ 被控訴人■■■は、控訴人が被控訴人■■■に元利金の一括弁済を求めなかったこと等をもって、期限の利益の喪失の宥恕や、期限の利益の再度付与がなされた旨主張するが、被控訴人■■■が期限の利益を喪失した場合に、被控訴人■■■に対して一括弁済を求めるか否かは、基本的には控訴人が自

由に決められることであり、一括弁済を求めないからといって期限の利益の喪失を宥恕したとか、期限の利益の再度付与がなされたと認めることはできない上、それだけで直ちに控訴人が被控訴人■に対して期限の利益を喪失していないと誤信させるような行為をしたものとはいえない。他に、控訴人が被控訴人■に対しかかる行為をした事実を認めるに足る証拠はなく、被控訴人■の主張は採用できない。

- (4) 以上によれば、本件取引2-1については、①平成18年5月31日以前の弁済に係る充当計算は、前記(2)イ及びウのとおり、実際に支払が遅延した日数分のみ遅延損害金が発生したものとして、利息制限法4条1項所定の制限利率(26.28%。本件基本契約2-1に係る約定の遅延損害金利率は29.2%であるから、上記制限利率を超過する。)により、その余は利息制限法所定の制限利率によって充当計算すべきであるが、②平成18年5月31日以降については、同日をもって被控訴人■が期限の利益を喪失したものとし、すべて遅延損害金が発生するものとして、利息制限法4条1項所定の制限利率(26.28%)によって充当計算するのが相当である。

4 争点(6)(破産免責後の過払金請求)

- (1) 前記前提事実に証拠(甲5、乙2)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 被控訴人■は、平成13年から平成14年頃には、控訴人を含む複数の金融業者から借入れを受けて多重債務に陥っており、借入金をもって他社への弁済に充てるなど、自転車操業状態で借入と弁済を繰り返していた。

被控訴人■は、平成15年1月頃、自己破産を決意し、同年2月12日頃に弁護士に自己破産の手続を依頼した。被控訴人■の代理人弁護士は、そのころ、控訴人を含む債権者に対して受任通知を送付し、平成15年4月25日に被控訴人■に係る自己破産の申立てを行い(福岡地方裁判所小倉支部平成15年(ワ)第1340号)、破産手続は同時廃止となり、

その後、同年10月17日に免責決定（同支部平成15年（ワ）第41340号）がなされ、同決定は同年11月14日に確定した。

イ 被控訴人■■■■の代理人弁護士は、平成15年2月12日頃に受任通知を送付した際、控訴人に対し、債権調査票を同封して負債の額等について照会し、控訴人は負債の額（約定利率に基づく残債務額）等を上記債権調査票に記載した上で返送した。控訴人は、被控訴人■■■■及びその代理人弁護士に対し、本件取引1に係る取引履歴の開示をしなかった。

被控訴人■■■■の代理人弁護士は、債権調査票をもとに、本件取引1につき制限利率への引き直し計算を行わず、約定利率に基づく残債務額を被控訴人■■■■の債務額として破産裁判所に申告した。

ウ 本件破産手続において、被控訴人■■■■の破産債権者は、控訴人を含めて10社であり、負債総額は約400万円とされた。

エ 控訴人においては、被控訴人■■■■に対し債権調査票を返送した後、被控訴人■■■■が本件取引1につき約定利率に基づく残債務額を自己の債務額として申告し、過払金の返還を求めず、破産の申立てを行い、そのまま破産手続開始（旧破産法下における破産宣告。以下同じ。）・同時廃止、免責決定がなされたことから、被控訴人■■■■が本件過払金返還請求権を行使しないものと考え、本件取引1につき、貸倒債権として損金処理するなど相応の決算手続や財務会計上の処理等を行った。

オ 本件過払金返還請求権は、本件破産手続開始当時存在した財産であり、破産財団を構成するところ、本件取引1について制限超過部分を元本に充当し、過払金発生の時から年5分の割合による法定利息を付して計算すると、原判決別紙計算書1のとおり、上記手続開始・同時廃止決定当時の過払金元本は102万2459円となる。

(2) 以上によれば、上記(1)オの事実が本件破産手続の時点で判明していれば、本件破産手続は同時廃止とはならず、被控訴人■■■■は所定の費用を納付し、

破産管財人が選任され、破産管財人が本件過払金返還請求権を行使し、回収の上、破産債権者に対し配当されたはずであり、被控訴人■の手許に残るべきものではなかったといえることができる。また、被控訴人■は、本件破産手続が同時廃止になったことから、迅速に破産申立てを行うことができ、この結果、破産債権者からの取立ても本来よりも早く止み、破産債権者に対する債務も更に増加することなく、本来よりも迅速に免責決定を得たものと認められ、被控訴人■は、これらにより、有形無形の利益を得たものといえることができる。加えて、本件破産手続は同時廃止となったため、平成15年当時、破産債権の調査は行われておらず、現時点において、破産管財人を選任の上、破産債権者及び債権額を確定し、配当を行うことは、およそ想定し難い。また、本件取引における法定利息は、平成15年1月30日時点では5万3253円であったものが、平成25年1月7日時点では上記過払金元金の半分以上の56万1681円へと大幅に増加していることも、十分に斟酌されるべきである。

これに対し、控訴人としては、上記のとおり、被控訴人■が本件取引1につき約定利率に基づく残債務額を自己の債務額として申告し、過払金の返還を求めず、破産の申立てを行い、そのまま破産手続開始・同時廃止、免責決定がなされたことから、被控訴人■が本件過払金返還請求権を行使しないものと考え、本件取引1につき、貸倒債権として損金処理するなど相応の決算手続や税務会計上の処理等を行ったものと考えられる。本件にあっては、本件破産手続の申立て当時、取引履歴の開示がなかったとはいえ、被控訴人■に代理人弁護士がついており、相当考慮の上で破産申立てに至ったと考えられることや、控訴人が、過払金の返還債務を免れるという利益を受けることになっても、そもそも被控訴人■が本件破産手続において本件過払金返還請求権の存在を申告しなかったためであること、平成15年当時においては、控訴人がその計算どおりに請求できることも十分あり得たことなどが

らすると、控訴人には、本件破産手続により保護に値する信頼が形成されなかったとすることはできない。

- (3) 以上のとおり、被控訴人■■■■による本件過払金返還請求権の行使は、本件過払金返還請求権を財産として申告しないという自己の行為によって惹起された控訴人の信頼を害するとともに、控訴人に経済的不利益を与え、かつ、本来であれば得ることのできない利益を被控訴人■■■■に得させるものであること、被控訴人■■■■は、上記行為に伴い迅速に破産申立てを行うことができ、この結果迅速に破産手続開始決定・同時廃止決定及び免責決定を受けることにより、有形無形の利益を受けていることからすると、信義誠実の原則に反するものであり、また、客観的にみて（最高裁昭和40年3月9日第二小法廷判決・民集19巻2号233頁，最高裁平成12年4月11日第三小法廷判決・民集54巻4号1368頁参照），権利の濫用に当たるものであって、許されないと解するのが相当である。これに反する被控訴人■■■■の主張は、採用できない。

第4 結論

以上を踏まえて、被控訴人■■■■の過払金返還請求権について検討するに、本件取引2-1について引き直し計算をすると別紙計算書のとおりとなり、同取引については過払金が発生していないものと認められ、本件取引2-2について引き直し計算をすると原判決別紙計算書2-2のとおりとなる。したがって、被控訴人■■■■の控訴人に対する請求は、13万1513円及びうち10万6079円に対する平成25年1月9日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による金員の支払を求める限度で理由があるから、その範囲で認容すべきであり、被控訴人■■■■のその余の請求及び被控訴人■■■■の請求は理由がないからいずれも棄却すべきである。

よって、これと異なる原判決を変更することとし、主文のとおり判決する。
なお、当審において、仮執行免脱宣言は相当でないから付さない。

山口地方裁判所第1部

裁判長裁判官 山 本 善 彦

裁判官 宮 寄 秀 典

裁判官 林 崎 由 莉 子

これは正本である。

平成26年2月20日

山口地方裁判所

裁判所書記官 森 山 泰 成

